

議 事 録

第 16 期名護市農業委員会 第 19 回 総 会

平成 31 年 3 月 27 日 (水)

名護市農業委員会 第19回総会

開催日時 平成31年3月27日(水) 午前10時～

開催場所 名護市役所 別館3階会議室(第1・第2・第3会議室)

出席委員(農業委員)

1番	岸本 信子	2番	長山 正敏	3番	前川 好男
4番	欠 席	5番	比嘉 清隆	6番	具志堅 安盛
7番	野原 朝行	8番	名城 政幸	9番	比嘉 晴
10番	金城 達文	11番	川上 達也	12番	大城 正信

オブザーバー(農地利用最適化推進委員)

13番	野原 三喜郎	14番	伊波 興助	15番	比嘉 政昭
16番	上間 光成	17番	宮里 強	18番	玉城 政和
19番	比嘉 勲	20番	具志堅 興一	21番	欠 席
22番	山城 秀樹	23番	平 智昭	24番	欠 席
25番	宮城 直人				

欠 席 者 4番 宮城 政喜 21番 塩浜 康允 24番 伊波 實

議事録署名人 12番 大城 正信 1番 岸本 信子

書 記 名護市農業委員会事務局 係長 比嘉 洋

議 案 第115号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 第116号 農地転用事業計画変更承認申請について
 第117号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 第118号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 第119号 農用地利用集積計画の意見決定について
 第120号 現況証明願いについて
 第121号 非農地証明願いについて
 第122号 職員の任免について
 報 告 農用地利用配分計画案に関する意見について

議長（8番） これより総会を進めさせていただきます。本日の議事録署名人は12番と1番の委員を指名しますので、よろしくお願ひします。また、書記には、事務局比嘉係長を指名いたします。

では、これより「第19回名護市農業委員会総会」を始めます。先ほど事務局から説明があったように、議案第122号職員の任免についてから先に審議を進めていきたいと思ひますがよろしいでしょうか。

委員 はい。

議長（8番） 議案第122号職員の任免について、事務局より説明をお願いします。

事務局 資料16ページをご覧ください。農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定に基づき、職員は農業委員会が任免することになっておりますので、総会の議決を求めます。事務局●●、●●、●●の3名が異動となり、●●、●●、●●が新たに配属されることとなります。

議長（8番） 特に問題ないと思ひますが、どうでしょうか。

委員 異議なし。

議長（8番） 異議なし。とのことでありますので議案第122号職員の任免については可決といたします。

議長（8番） 議案第115号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。

事務局 資料1ページをご覧ください。

整理番号1番 ●● ●番地、●番地、●番地の3筆。農振農用地内で、3筆合計面積が7,580㎡。●の●さんから●の●さんへ。新規就農のための有償移転となっています。従事者2名。稼働日数主従事者160日、補助者100日。計画作物はシークワサーです。

整理番号2番 ●● ●番地。農振農用地内で、面積が3,257㎡。●の●さんから●の●さんへ。規模拡大のための使用貸借となっています。従事者1名。稼働日数180日。計画作物はアレカヤシです。

整理番号3番 ●● ●番地。農振農用地内で、面積が3,799㎡。●の●さんから●の●さんへ。規模拡大のための有償移転となっています。従事者2名。稼働日数200日。計画作物はマンゴー、タンカン、サトウキビです。

整理番号4番 ●● ●番地。農振農用地内で、面積が724㎡。●の●さんから●の●さんへ。規模拡大のための有償移転となっています。従事者2名。稼働日数250日。計画作物はニラです。

整理番号5番と6番は、土地交換のための所有権移転となっています。

整理番号5番 ●● ●番地。農振農用地外で、面積が68㎡。●の●さんから●の●さんへ。従事者2名。稼働日数主従事者150日、補助員60日。計画作物はパッションフルーツです。譲受人の●さんは、経営面積が下限面積を満たしていませんが、今回交換する農地は、●さんの所有する農地に隣接し、袋地となっていることから、例外規定に該当するため、問題ないと考え

ます。

整理番号6番 ●● ●番地。農振農用地外で、面積が68㎡。●の●さんから●の●さんへ。従事者2名。稼動日数主従事者150日。計画作物は野菜です。

事務局としましては、いずれも農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。

議長（8番） 事務局から説明がありました議案第115号について質疑はございませんか。
委員 異議なし。

議長（8番） 質疑が無いようなので、議案第115号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 はい。

議長（8番） 議案第115号整理番号1番から6番については可決といたします。

議長（8番） 議案第116号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について事務局説明をお願いします。

事務局 資料3ページをご覧ください。

整理番号1番 ●● ●番地、●番地、●番地の3筆。農振農用地外で3筆合計面積が1,084㎡。申請人が●の●さん。資材置場と駐車場として活用するためすでに4条許可を受けていましたが、資材置場を拡張するため、事業計画を変更し、同時に5条許可申請を行うものです。5条許可申請については後程、ご説明します。

整理番号2番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が991㎡。申請人が●の●さん。資材置場として活用するため4条許可を受けていましたが、別の場所に対応可能となったため、同地において太陽光発電施設を建設するため、事業計画の変更を行ったものです。

整理番号3番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が538㎡。仮換地後の面積が264㎡。譲渡人の●の●さんが個人住宅を建築するため5条許可を受けていましたが、資金調達が困難となったため、事業計画の変更を行ったものです。譲受人を●の●さんとし、新たに5条許可申請も行っていますので、5条許可申請については後程、ご説明します。

議長（8番） 事務局から説明がありました議案第116号について質疑はございませんか。
委員 異議なし。

議長（8番） 質疑が無いようなので、議案第116号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、整理番号1番から3番については可決としてもよろしいでしょうか。

委員 はい。

議長（8番） 議案第117号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。

事務局 資料5ページをご覧ください。

整理番号1番 ●● ●番地。農振農用地外で、面積が 621 m²。仮換地後の面積が 315 m²。申請者 ●の●さん。共同住宅を建築するための4条許可申請となっております。農地区分は、区画整理事業区域内にある3種農地となっておりますので、原則許可となっております。

整理番号2番 ●● ●番地。農振農用地外で、面積が 1,182 m²のうち 646.69 m²。申請者 ●の●さん。コンドミニアムを建築するための4条許可申請となっております。農地区分は、市街地近接の2種農地で、一団の農地が 1.9ha。市街地に近い 10ha 未満の農地となっておりますので、問題ないと考えます。

議長（8番） 事務局から説明がありました議案第 117 号について質疑はございませんか。
委員 異議なし。

議長（8番） 質疑が無いようなので、議案第 117 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 はい。

議長（8番） 議案第 117 号 整理番号 1 番から 2 番については可決といたします。

議長（8番） 議案第 118 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について事務局説明をお願いします。

事務局 資料の 6 ページをご覧ください。

整理番号1番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が 538 m²。仮換地後の面積が 264 m²。●の●さんから●の●さん。個人住宅を建築するための所有権移転となっております。農地区分は、区画整理事業区域内にある3種農地となっておりますので、原則許可となっております。同地は、先ほど説明しました事業計画の変更を行っているものです。

整理番号2番 ●● ●番地、●番地の2筆。農振農用地外で2筆合計面積が 26.02 m²。●の●さんから(有)●へ。駐車場として活用するための所有権移転となっております。農地区分は、市街地近接の2種農地で、一団の農地が 2.6ha。市街地に近い 10ha 未満の農地となっておりますので、問題ないと考えます。

整理番号3番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が 2,973 m²。●の●さんから●の●さんへ。貸駐車場として活用するための所有権移転となっております。農地区分は、市街地近接の2種農地で、一団の農地が 9.2ha。市街地に近い 10ha 未満の農地となっておりますので、問題ないと考えます。

整理番号4番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が 1,287 m²。●の●さんから●の●へ。簡易宿舎として活用するための所有権移転となっております。農地区分は、市街地近接の2種農地で、一団の農地が 9.3ha。市街地に近い 10ha 未満の農地となっておりますので、問題ないと考えます。

整理番号5番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が 363 m²。●の●さんから●の●さんへ。個人住宅を建築するための所有権移転となっております。農地区分は、住宅施設や公益施設等が連担している第3種農地となっております

ので、原則許可となっています。

整理番号6番 ●●番地。農振農用地外で面積が429㎡。●の●さんから●の●さんへ。個人住宅を建築するための所有権移転となっています。農地区分は、住宅施設や公益施設等が連担している第3種農地となっていますので、原則許可となっています。

整理番号7番 ●●番地。農振農用地外で面積が234㎡。●の●さんから●の●さんへ。個人住宅を建築するための所有権移転となっています。農地区分は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超える3種農地で、原則許可となっています。

整理番号8番 ●●●番地。農振農用地外で面積が278㎡。●の●さんから●の●さんへ。個人住宅を建築するための所有権移転となっています。農地区分は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超える3種農地で、原則許可となっています。

整理番号9番 ●●●番地。農振農用地外で面積が1,305㎡の内307.1㎡。●の●さんから●の●さんへ。貸資材置場として活用するための所有権移転となっています。農地区分は、市街地近接の2種農地で、一団の農地が8.6ha。市街地に近い10ha未満の農地となっていますので、問題ないと考えます。

整理番号10番 ●●●番地。農振農用地外で面積が387㎡。●の●さんから●の●さんへ。個人住宅を建築するための所有権移転となっています。農地区分は、市街地近接の2種農地で、一団の農地が1.4ha。市街地に近い10ha未満の農地となっていますので、問題ないと考えます。

整理番号11番 ●●●番地。農振農用地外で面積が2,514㎡の内1,218.94㎡が共同住宅、96.66㎡が専用通路となり、合計面積が1,315.6㎡。●の●さんから●の●さんへ。共同住宅兼専用通路として活用するための所有権移転となっています。農地区分は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、500m以内に公共施設等が2つ以上ある第3種農地となっていますので、原則許可となっています。

整理番号12番 ●●●番地。農振農用地外で面積が815㎡。●の●さんから●の●さんへ。共同住宅を建築するための所有権移転となっています。農地区分は、市街地近接の2種農地で、一団の農地が5.4ha。市街地に近い10ha未満の農地となっていますので、問題ないと考えます。

整理番号13番 ●●●番地。農振農用地外で面積が282㎡。●の●さんから●の●さんへ。資材置場と駐車場として活用するための所有権移転となっています。農地区分は、市街地近接の2種農地で、一団の農地が0.1ha。市街地に近い10ha未満の農地となっていますので、問題ないと考えます。

整理番号14番 ●●●番地。農振農用地外で面積が564㎡。●の●さんから●の●さんへ。個人住宅を建築するための所有権移転となっています。農地区分は、市街地近接の2種農地で、一団の農地が0.5ha。市街地に近い

- 10ha 未満の農地となっていますので、問題ないと考えます。
- 議長（8番） 事務局から説明がありました議案第 118 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について質疑はございませんか。
- 委員 14 番ですが、個人住宅で 564 m²は大きくないですか。
- 事務局 個人住宅は 500 m²が目安となってはいますが、配置図、利用計画において、住宅、駐車場、周辺の垣根などを踏まえると、全体を活用されていると判断できるので、問題ないと考えています。
- 議長（8番） 他にございませんか。
- 委員 異議なし。
- 議長（8番） 異議なし。とのことでありますので、議案第 118 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についての整理番号 1 番から 14 番について可決としてもよろしいでしょうか。
- 委員 異議なし。
- 議長（8番） 議案第 119 号農用地利用集積計画の意見決定について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 資料 12 ページをご覧ください。平成 31 年 3 月 19 日付で、名護市長から名護市農業委員会会長宛てに、農用地利用集積計画の決定についての依頼がありました。利用権設定者は、譲渡人 9 名。譲受人 9 名。設定筆数 14 筆、面積 23,947 m²。内 賃借権 5 筆、使用貸借権 5 筆、所有権移転 4 筆となっています。詳細については、13 ページをご覧ください。
- 1 番、譲渡人●の●から、譲受人●の●へ、5 年間の賃借権で、作物は牧草、野菜となっています。
- 2 番と 3 番は、譲渡人●の●さんから譲受人●の●さんへ、所有権移転で、作物は野菜となっています。稼動人員は 2 人。稼動日数は 250 日です。
- 4 番、譲渡人●の●さんから、譲受人●の●さんへ、所有権移転で、作物は野菜となっています。稼動人員は 2 人。稼動日数は 250 日です。
- 5 番、譲渡人●の●さんから、譲受人●の●へ、5 年間の賃借権。農地中間管理機構が一旦借受けるものとなっています。
- 6 番と 7 番は、譲渡人●の●さんから譲受人●の●さんへ、3 年間の賃借権で、作物はウコンとなっています。稼動人員は 1 人。稼動日数は 250 日です。
- 8 番、譲渡人●の●さんから、譲受人●の●さんへ、5 年間の賃借権で、作物はパインとなっております。稼動人員は 1 人。稼動日数は 250 日です。
- 9 番から 11 番、譲渡人●の●さんから、譲受人●の●さんへ、5 年間の使用貸借権と 11 番は所有権移転で、作物は島バナナ、レモン、ブドウとなっています。稼動人員は 1 人。稼動日数は 250 日です。
- 12 番、譲渡人●の●さんから、譲受人●の●さんへ、10 年間の使用貸借権で、作物はシークワサーとなっております。稼動人員は 3 人。稼動日数は主従事者 250 日。補助者 60 日 2 人です。

13番と14番、譲渡人●の●さんから、譲受人●の●さんへ、10年間の使用貸借権で、作物はミカンと野菜となっています。稼働人員は1人。稼働日数は250日。

以上事務局としましては、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を充たしていると考えます。

議長(8番) ただいま、事務局より説明がありました議案第119号について質疑はございませんか。

委員 5番の作物は決まっているのか。

事務局 中間管理機構へ一旦預けるものですが、耕作者はパインを予定していると聞いています。

議長(8番) 他にございませんか。

委員 異議なし。

議長(8番) 異議なしとのことですので、議案第119号農用地利用集積計画の意見決定については可決といたします。

議長(8番) 議案第120号 現況証明願いについて、事務局説明をお願いします。

事務局 資料14ページをご覧ください。

整理番号1番 ● ●番地。農振農用地外で、面積が1,243㎡。所有者 ●の●さん。現況証明の事由としましては、昭和46年ごろから、工場計画地として整備が進められており、農地としては利用されていなかった。また、現在も工場用地として利活用されているとのことです。

整理番号2番 ● ●番地。農振農用地外で、面積が216㎡。所有者 ●の●さん。現況証明の事由としましては、復帰以前から鶏舎として利用されていたとのことです。

整理番号3番 ● ●番地。農振農用地外で、面積が267㎡。所有者 ●の●さん。現況証明の事由としましては、当該地において、作業小屋を建て、家庭菜園や捕獲した猪等を置くスペースとして利用してきた。仕事などで本人が管理できなくなったため、当時の同僚であった者に引継ぎ現在に至ったとのことです。

議長(8番) 職務代理が現場を確認していますので、報告させます。

委員(11番) 写真付きの現地確認調査書をご覧ください。3月22日に私(11番)と委員(2番)、事務局とで現地を確認しました。

1番の現況につきましては、写真付きの現地確認調査書のとおりで、調査員の意見としましては、復帰前から農地としての利用はされておらず、現在も農地としての利用はされていないため、証明相当と判断します。

2番の現況につきましては、写真付きの現地確認調査書のとおりで、調査員の意見としましては、復帰前から農地としての利用はされておらず、現在も農地としての利用はされていないため、証明相当と判断します。

3番の現況につきましては、写真付きの現地確認調査書のとおりで、調査員

の意見としましては、復帰前から農地としての利用はされておらず、現在も農地としての利用はされていないため、証明相当と判断します。

議長（8番） 説明がありました議案第120号について質疑はございませんか。

委員 異議なし。

議長（8番） 異議なし。とのことでありますので、議案第120号現況証明願いについては整理番号1番から3番については可決としてもよろしいでしょうか。

委員 はい。

議長（8番） 議案第121号 非農地証明願いについて、事務局説明をお願いします。

事務局 整理番号1番 ●●番地。農振農用地外で面積が36㎡。状況としては、写真等で示したとおりです。申し立てとしましては、当該地は、登記簿のとおり昭和51年2月20日に建設省名義になっており道路敷地として現在に至る。よって、昭和51年から平成30年まで約40年道路として使用しているため、農地法に基づく「畑」でないことは明白であるとのことです。

整理番号2番 ●●番地。農振農用地外で面積が16㎡。状況としては、当該申請地は昭和60年地域一帯の宅地化に向け土地を譲り合い道路を敷設することとなりました。●-5番地から1メートルを道路に提供し、その半分を●-4番地から●-5番地へ提供することになりました。その後、分筆した土地の適切な対処を行わないまま●-5番地の宅地の一部として昭和61年から使用しているとのことです。

整理番号3番 ●●番地。農振農用地外で面積が9.91㎡。状況としては、当該申請地は土地造成工事によって分断された残置であり20年以上前から耕作はされていない。面積の小さな土地であり、農地としての有効活用は困難な土地で現況は原野となっているとのことです。

議長（8番） 職務代理が現場を確認していますので、報告させます。

委員(11番) 写真付きの現地確認調査書をご覧ください。

1番の現況につきましては、写真付きの現地確認調査書のとおりで、調査員の意見としましては、申請地は道路敷地であり、今後も農地としての利用は見込めないため、証明相当と判断します。

2番の現況につきましては、写真付きの現地確認調査書のとおりで、調査員の意見としましては、申請地は宅地に挟まれた小さな庭となっており、今後も農地としての利用は見込めないため、証明相当と判断します。

3番の現況につきましては、写真付きの現地確認調査書のとおりで、調査員の意見としましては、申請地は崖地となっており、今後も農地としての利用は見込めないため、証明相当と判断します。

議長（8番） 説明がありました議案第121号について質疑はございませんか。

委員 異議なし。

議長（8番） 異議なし。とのことでありますので、議案第121号非農地証明願いについては、整理番号1番から3番を可決としてもよろしいでしょうか。

- 委員 はい。
- 議長（8番） 次は、報告となっていますので、農用地利用配分計画案に関する意見について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 資料 17 ページをご覧ください。これは、以前に農地中間管理事業により、沖縄県農業振興公社が借受けていた農地で、その転貸先が決まりましたので、ご報告します。
整理番号 1 番 ●● ●番地。整理番号 2 番 ●● ●番地。整理番号 3 番 ●● ●番地の 3 筆。3 筆合計面積が 7,045 m²。転貸先は●の●さん。作物は牧草。借受期間は、2019 年 2 月 1 日から 2024 年 1 月 31 日までの 5 年間の使用貸借権となっています。
報告は以上です。
- 議長（8番） 事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご意見等ございますか。
- 委員 異議なし。
- 議長（8番） 異議なし。とのことですので、農地利用配分計画案に関する意見についての報告は以上とします
- 議長（8番） 以上で本日の議案はすべて審議を終了しました。これをもちまして、第 19 回名護市農業委員会総会を閉会します。

上記については、名護市農業委員会会議規則第 32 条第 3 項の規定により署名押印する。

名護市農業委員会 議長(会長) 名城 政幸 印

署名委員 大城 正信 印

署名委員 岸本 信子 印